

三郷町立学校における
新型コロナウイルス感染症対策
ガイドライン Ver.5

令和2年 8月 1日 策定

令和3年 1月12日 改定

令和3年 6月28日 改定

令和3年 8月31日 改定

令和4年 8月 5日 改定

三郷町教育委員会

今回の本ガイドラインの主な改正内容につきましては、令和4年7月22日の国の方針を受け、新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の出席停止期間（健康観察期間）を「感染者との最終接触等のあった最終暴露日の翌日から起算して5日間（6日目解除）」に変更しました。

また、自費により、出席停止期間の2日目及び3日目に、薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、出席停止期間を更に短縮し、3日目から出席停止期間の解除が可能となりますが、短縮する場合は、予め保護者が学校まで連絡することとします。

皆様ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症については、第7波が到来しており、感染・伝播性の倍加速度が高いことから急激な感染拡大が進んでいる一方で、重症化率が低い可能性も示唆されており、従来株と比べて潜伏期間と発症間隔が短いなどのオミクロン株の特徴を踏まえ、日々、国や県の対応も変更されているところです。

夏休みを終え、2学期を迎える頃には、再度対応が変更される可能性もありますが、現時点における三郷町立学校における対応をお示しいたしますので、今一度、ガイドラインをご確認いただき、子どもたちが元気に過ごせますよう、夏休み期間中におきましても、熱中症にも気を付けていただきながら、新型コロナウイルスの感染予防の徹底に引き続きご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和4年8月5日
三郷町教育委員会

～目 次～

I	新型コロナウイルス感染症予防に係る注意事項	
	1. 発熱等の風邪症状がある児童生徒の対応	・・・P1
	2. 基本的な感染症対策	・・・P2
	3. 保護者への注意喚起	・・・P2
	4. 「3つの密」を避ける環境づくり	・・・P3
	5. 消毒液等を使った清掃の実施	・・・P4
	6. 児童生徒及び教職員に感染者が発生した場合	・・・P5
	7. 児童生徒及び教職員が濃厚接触者に特定された場合	・・・P5
	8. 児童生徒の心のケア	・・・P6
	9. 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について	・・・P6
II	児童生徒の出席停止、教職員の休暇及び臨時休業について	
	1. 児童生徒の出席停止措置基準	・・・P7
	2. 学校休業	・・・P11
	3. 感染による出席停止・臨時休業発生時の対応	・・・P11
III	教育活動における留意事項	
	1. 修学旅行等の泊を伴う行事	・・・P12
	2. 校外活動・その他の行事	・・・P12
	3. 運動会・体育祭等について	・・・P12
	4. 部活動について	・・・P13
IV	教職員に係る対応等	・・・P13

I 新型コロナウイルス感染症予防に係る注意事項

1. 発熱等の風邪症状がある児童生徒の対応

(1) 家庭での健康観察

毎朝、必ず家庭において体温を測り、発熱等の風邪症状※があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、登校を控えてもらうよう保護者に周知する。また、地域において感染拡大傾向にある場合は、児童生徒のみならず、各家庭において同居の家族の健康状態も極力確認してもらい、万が一、同居の家族に同様の症状が見られる場合も登校を控えてもらう方が望ましい。

健康観察カードは、家庭で記載の上、毎日学級担任に提出し、学校と家庭で児童生徒の健康状態について情報共有すること。なお、健康観察カードは、直近の1ヶ月分を家庭で保管しておいてもらうこと。

※発熱等の風邪症状

本ガイドラインにおいて、微熱(普段の体温より高い状態)・発熱(体温が37.5度以上)のほか、咳・呼吸困難・全身倦怠感・咽頭痛・鼻汁・鼻閉・においや味がしない・頭痛・関節痛・筋肉痛・下痢・嘔吐等、平常と異なる体調が見られること。

(2) 学校での朝の健康観察(学級担任等)

- ①登校指導として、家庭で登校前に検温した結果を確認し、登校前の検温をしていない児童生徒に対しては、体温を測定すること。この際、密集・密接とならないよう、広いスペースで実施するなど、各校の状況に応じて工夫をすること。
- ②欠席者及び遅刻者を把握し、保護者からの欠席連絡等によりその理由を確認すること。
- ③児童生徒から提出のあった健康観察カードを確認するとともに出席者の健康観察をすること。
- ④授業中はもちろん昼休みや放課後等も随時、目視や声掛けによる健康観察を行うこと。また、体調が悪い児童生徒については随時、養護教諭に引き継ぐこと。
- ⑤発熱等の風邪症状を確認した場合は、保護者に連絡して迎えを依頼するなどし、当該児童生徒を安全に帰宅させ、自宅で休養することや、症状が続く場合は医療機関に電話で相談することを指導する。特に、保護者に引き渡すまで学校にとどまるケースにおいては、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をすること。その際も、換気などに配慮し、感染防止に努めながら監護し、当該児童生徒の使用した施設等の消毒を行うこと。

2. 基本的な感染症対策

①流水と石けんでの手洗い及びうがいを登校後直後、毎休み時間、給食前後、体育の授業後、外遊びの後、トイレの後等に必ず行うこと。その際、手を拭くタオルやハンカチ等は、個人持ちの清潔なものを使用し、共用はしないこと。また、手指消毒用アルコールの活用やマスクの着用※及び咳エチケットなどの基本的な感染症対策に関する指導を徹底すること。

なお、オミクロン株についても3密(密集・密接・密閉)の回避やマスクの適切な着用、こまめな手洗いなどが有効とされていることから、これらの感染予防を引き続き徹底すること。

②学校医や学校薬剤師と連携し、保健管理体制の整備に努めること。

※マスク着用の基本的な考え方

原則、校舎内などの屋内では、人との距離が保てる場合であってもマスクを着用すること。ただし、「マスク着用の必要がない場面」は、下記のとおりとします。

「屋外」……………①人との距離が確保できる場合

②人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合

「学校生活」…①登下校時

②体育や運動部活動(運動場をはじめ、プールや屋内体育館等を含む。)

※運動部活動等において接触を伴う活動を行う場合は、各競技団体が作成するガイドラインに従うこと。活動中以外のときの練習場所や更衣室等、また食事や集団で移動するとき等は状況に応じてマスク着用を含めた感染対策を徹底すること。

なお、フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べて効果が弱く、また、一般的なマスクでは不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされており、マスクの適切な着用を徹底すること。

3. 保護者への注意喚起

児童生徒については、学校現場での感染リスクに備えるとともに、学校外での生活においても感染症の予防に努める必要があることから、以下の点について保護者への注意喚起を行うこと。併せて、発熱等の風邪症状がある場合等は、学校へ連絡をし、登校を控えてもらうこと。また、同居家族に体調不良がある場合も、状態に応じて登校を控えてもらう方が望ましい。

- ①毎朝の検温・健康管理を行うとともに、極力、同居家族の健康管理も併せて行うこと。
- ②免疫力を高めるため、家庭での十分な睡眠や適度な運動、バランスのとれた食事及び換気の励行を行うこと。
- ③家族で手洗いや咳エチケットを徹底すること。
- ④家族全員がクラスター発生のリスクを下げるため、後述の「3つの密」を避ける環境を作ること。

4. 「3つの密」を避ける環境づくり

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、1. 換気の悪い「密閉空間」、2. 多数の人が集まる「密集空間」、3. 間近で会話や発声をする「密接場面」を避けること。

- ①教室等の窓は可能な限り、原則2方向で常時開けておく(授業中は必ずしも全開する必要はなく、10～20cm程度を目安とする。)ものとする。

ただし、雨天や低気温等の状況により常時の開放が困難な場合は、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに数分間ずつ、原則2方向の窓を同時にできるだけ大きく開けて換気する。また、換気扇の併用も有効。

換気の際は室温に注意し、室温低下による健康被害が生じないように児童生徒の服装等についても配慮し、指導すること。特に、冷暖房機の使用時は、換気と室温管理の両立に配慮すること。(極端な室温低下を避けるため、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を經由して少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れる「二段階換気」も有効。また、教室に設置しているオゾン発生器を効率的に活用すること。)

- ②教職員も児童生徒同様に校舎内等の屋内では原則マスクを着用することとし、児童生徒までの距離を可能な限りとること。
- ③教室等において、できる限り児童生徒間の座席距離を離すよう配慮すること。
- ④給食時は、飛沫感染防止に努め、極力会話をしないよう指導すること。
- ⑤グループ活動を行う際には、複数の教室に分かれて実施する等、児童生徒が近距離での会話や発声を避け、大声での会話はしないこと。特にこの場合の正しいマスクの着用を徹底すること。
- ⑥登下校時においても、児童生徒間の距離をできる限りとるよう徹底すること。

【「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準】

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数で行い、 感染リスクが低く、短 時間での活動に限定
レベル2	1mを目安に学級内 で最大限の間隔を取 ること	①収束局面 感染リスクの低い活 動から徐々に実施 ②拡大局面 感染リスクの高い活 動を停止	感染リスクの低い活 動から徐々に実施し、 教師等が活動状況の 確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内 で最大限の間隔を取 ること	適切な感染対策を行 ったうえで実施	十分な感染対策を行 ったうえで対応

※本ガイドラインは、レベル1にあたる対応を基に作成。

なお、今後の感染状況を反映し、見直す場合あり。

5. 消毒液等を使った清掃の実施

校内の消毒・清掃時においては、ペーパータオル等に十分に消毒液等(消毒用アルコール、希釈した次亜塩素酸ナトリウム水溶液、マイペットなどの界面活性材を含む合成洗剤等)を含ませて清掃を行う。なお、濡れている個所は水分を十分に拭き取った後に消毒を行うこと。

- ▼日常の消毒作業については、通常のコップ活動において家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行う。
- ▼トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常のコップ活動の範囲で清掃。
- ▼器具・用具や清掃道具など共用するものの使用に際しては、その使用前後に必ず手洗いを行うよう指導すること。
- ▼スプレーボトルでの噴霧は、ウイルス飛散の恐れがあるので、必ず布に吹き付けて使用すること。
- ▼希釈した次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用する場合は、手袋を使用するとともに、拭いた場所がさびる恐れがあるので消毒後は水拭きすること。

【感染者が発生した場合の消毒について】

児童生徒や教職員の感染が判明した場合は、学校薬剤師等と連携して消毒を行う。当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品(当該感染者が高頻度で触った物品)を消毒エタノールまたは 0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒すること。また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は原則「不要」。物の表面についてのウイルスの生存期間は24時間～72時間とされていることから、消毒できていない箇所はウイルスの生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も可能。

なお、感染者が使用したトイレの消毒については、消毒用エタノールまたは0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用すること。

6. 児童生徒及び教職員に感染者が発生した場合

児童生徒及び教職員の感染が判明した場合には、医療機関から保護者(教職員にあっては本人)に診断結果が伝えられるとともに、保健所にも届出がなされるが、学校には保護者(教職員にあっては本人)が連絡を入れること。

7. 児童生徒及び教職員が濃厚接触者に特定された場合

児童生徒及び教職員が濃厚接触者に特定された場合は、保護者(教職員にあっては本人)は速やかに学校(複数の学校に在籍している場合はすべての学校)に報告すること。また、当該報告を受けた学校は、当該濃厚接触者に学校保健法第19条に基づく出席停止等の措置をとり、教育委員会に報告すること。

出席停止等の期間については、感染者と最後に濃厚接触した日(暴露日)の翌日から起算して原則5日間とし、教職員にあっては特別休暇等の取得もしくは在宅勤務や職務専念義務の免除等により学校には出勤させないこと。(P7 参照)

なお、自費により、出席停止期間の2日目及び3日目に、薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、出席停止期間を更に短縮し、3日目から出席停止期間の解除を可能とする。この場合、保護者は、出席停止期間の短縮する旨を予め学校に連絡するものとする。

ただし、濃厚接触者としてPCR検査を受ける場合は、暴露日の翌日から起算して5日間を経過していても、検査の結果が出るまでは出席停止とします。

また、出席停止期間が完了しても暴露日の翌日から7日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方(以下「ハイリスク者」という。)との接触やハイリ

スク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関への不要不急の訪問（受診等を目的としたものは除く）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用等の感染対策を徹底すること。

8. 児童生徒の心のケア

心のケアについて特段の配慮が必要とされる児童生徒（感染者や濃厚接触者となる経験をした等）はもちろん、今後、自分や家族が感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童生徒もいる。このことから、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察等から、児童生徒の状況を的確に把握し、学級担任をはじめスクールカウンセラー等による支援を行い、より一層の心の健康問題に適切に取り組むとともに、児童生徒が新型コロナウイルス感染症に対する正しい認識を持つよう日頃から丁寧な指導を行うこと。

9. 感染者、濃厚接触者及びワクチン非接種者等に対する偏見や差別

新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明のケースも多くあり、誰もが感染の可能性を持っていることから、偏見や差別につながるような言動は断じて許されるものではない。このことを踏まえ、「シトラスリボンプロジェクト in さんごう」の啓発をはじめ、新型コロナウイルス感染症に係る正しい知識と理解を深めるよう、きめ細かな指導を行い、児童生徒や保護者等から初期症状についての相談や連絡があった場合は、丁寧に対応し、個人情報管理を徹底するとともに感染者や濃厚接触者が発生した場合においても、その対応には十分配慮すること。また、ワクチン接種に当たっては、リスクとベネフィットを総合的に考え、児童生徒及び保護者が判断するものであること、加えて身体的な理由やその他の理由によって接種を望まない人や接種のできない人もいること等、その判断は尊重されるべきであり、誤解や偏見に基づく差別はあってはならない。

Ⅱ 児童生徒の出席停止、教職員の休暇及び臨時休業について

1. 児童生徒の出席停止措置基準

【新型コロナウイルス感染に伴う出席停止等の取扱】

児童生徒またはその同居家族が感染または濃厚接触者※と特定された場合は、当該児童生徒を「出席停止」とする。その場合、保護者から学校に必ず連絡をもらい、夏休み等の長期休業中においても同様に連絡をもらうこと。

また、児童生徒またはその同居家族に発熱等の風邪症状がある場合についても、登校を控え、保護者から学校に連絡の上、「出席停止」措置を可とする。

なお、教職員にあっては特別休暇等の取得もしくは在宅勤務や職務専念義務の免除等により対応のこと。

指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」として記録するもの	学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止	<ul style="list-style-type: none"> ・感染が判明した場合 ・濃厚接触者に特定された場合 ・発熱等の風邪症状が見られる場合 ・(レベル2や3の地域において)同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合
	非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日として扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・医療ケア児や基礎疾患児が登校すべきでないと判断された場合 ・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染経路の不明な患者が急増している地域である等の状況により、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合

※本ガイドラインにおける「濃厚接触者」とは…

国立感染症研究所の新基準を満たす「濃厚接触者」に加え、保健所等の指示により濃厚接触者に準ずる疑いがあり、健康観察が必要な者をいう。なお、同居の家族の感染が判明した時は、特定前であっても「濃厚接触者」とみなす。

(1) 児童生徒または教職員本人の感染が判明または「濃厚接触者」と特定された場合

→ 「出席停止」

<事由>

「新型コロナウイルス感染症」または「新型コロナウイルス感染症の疑い」

<出席停止期間>

①本人が感染の場合

開始日：感染が判明した日

※判明前から欠席している場合は、最終登校日の翌日

終了日：専門医や保健所等が快癒を認める等により、登校を許可したとき

②本人が濃厚接触者の場合

開始日：濃厚接触者と特定された日

※判明前から欠席している場合は、最終登校日の翌日

終了日：原則は、感染者と最後に濃厚接触した日(暴露日)の翌日から起算して5日目(6日目から登校可能)

※期間中に感染が判明した場合は、「①本人が感染の場合の期間」

※濃厚接触者に特定されない場合であっても、学校で感染者と接触(感染者の感染可能期間(発症2日前～)の接触)があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は、濃厚接触者同様に出席停止の措置を取る場合もある。

(2)児童生徒、教職員の同居家族の感染が判明した場合

→ 「出席停止」

<事由>

「新型コロナウイルス感染症の疑い」

<出席停止期間>

①同居家族が「陽性」の場合 → (1) -②へ

(3)児童生徒、教職員本人に発熱等の風邪症状が見られる場合

→ 「出席停止」 必要に応じて保健所等に連絡し、受診を勧める。

<事由>

「新型コロナウイルス感染症の疑い」

<出席停止期間>

①本人に発熱等の風邪症状※P1がある場合

開始日：症状の出た日

終了日：症状がなくなった日を0日として3日後

(例)日曜日に快癒→木曜日に登校

※ただし、医療機関受診の結果、医師の診断により登校を認められた場合は、この限りでない。

②PCR 検査を受けた場合

開始日：症状の出た日

終了日：結果が「陰性」となった日

※「陽性」が判明した場合は、(1)－①へ

(4) 児童生徒、教職員の同居家族に発熱等の風邪症状が見られる、または同居家族が「濃厚接触者」と特定された場合

→ 原則として登校を控える必要はない。

ただし、

○同居家族の症状が重症である場合

○感染拡大地域に勤務あるいは通学している等、新型コロナウイルスに感染している恐れが高い。

などの場合は、その安全性が確認される（「その症状が回復してから3日以上経過している」「医師により感染の恐れがないと認められた」等）までの間は、「出席停止」

※特に感染の急拡大が見られるときには、同居家族が濃厚接触者に特定された場合、当該家族の感染の有無が判定されるまでの期間は、当該児童生徒もしくは教職員の登校は控えることが望ましい。このことから、下記のとおり「出席停止」について、保護者の理解と協力を求めることが必要な場合もある。

<事由>

「新型コロナウイルス感染症の疑い」

<出席停止期間>

①同居家族に発熱等の風邪症状がある場合

開始日：症状の出た日

終了日：症状がなくなった日を0日として3日後

②同居家族が「濃厚接触者」として特定された場合

開始日：同居家族が濃厚接触者と特定された日

終了日：濃厚接触者である同居家族が「陰性」と判定された日、もしくは当該同居家族の暴露日を0日として5日後。

→濃厚接触者である同居家族が「陽性」と判定された場合は、(1)－②へ

(5) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒の対応

医療的ケアを必要とする児童生徒(以下、「医療的ケア児」という。)や基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等(以下、「基礎疾患児」という。)の登校については、以下のように取り扱う。

①登校の判断

医療的ケア児の中には、呼吸器の障がいがあり、気管切開や人工呼吸器を使用する児童生徒については重症化リスクが高いことから、感染状況を踏まえ、主治医や学校医等に相談の上、医療的ケア児の状態に基づき、保護者とも協議の上、判断すること。また、基礎疾患児についても同様に登校の判断をすること。

②学校教育活動における感染対策

医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行うことが求められる。また、校外活動に関しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意すること。

(6) 保護者から児童生徒を休ませたいと相談された場合の対応

保護者から児童生徒を欠席させたい事情をよく聴取した上で、学校における感染対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努めること。

なお、同居家族に発熱等の風邪症状がある場合、また、基礎疾患のある人や高齢者がいる場合など、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多く、配慮を要する可能性があること等に鑑み、その事情に合理的な理由があると校長が判断する場合には、「出席停止」として取り扱う。

(7) 海外から帰国した児童生徒への対応

海外から帰国・再入国した児童生徒については、政府の水際対策の取組として一定期間自宅等で待機の要請の対象となっている者は、当該待機期間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させてかまわない。

2. 学校休業

教育委員会は、学校からの出席停止の報告及び教職員の感染等の報告をもとに保健所の調査や学校医の助言を踏まえて検討し、判断する。

なお、児童生徒等の学びの保障の観点等に留意し、必要最低限の範囲及び期間において機動的に対応を行う。

(1) 学級閉鎖

○以下の①から③のいずれかに該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を検討する。

①同一の学級において感染経路が同一と思われる複数の児童生徒等の感染が判明した場合

②同一の学級において感染が確認された児童生徒等が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合

③ その他、設置者で必要と判断した場合

(※ただし、学校に2週間以上登校していない者の発症は除く。)

○学級閉鎖の期間は、感染の把握状況や感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

(2) 学年閉鎖

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

(3) 学校全体の臨時休業

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

3. 感染による出席停止・臨時休業発生時の対応

(1) 児童生徒及び教職員の感染が判明した場合の連絡

① 学校・学校医・教育委員会との連携

日々の児童生徒の健康管理等については、学校・学校医・教育委員会との連携が重要なため、感染に係る出席停止者が出た場合や臨時休業を行う場合は、適宜、情報共有を図ること。また、次に示す事項については、学校は必ず教育委員会に報告すること。

・児童生徒、教職員本人の感染が判明した場合、もしくは感染の疑いによりPCR検査を受検した場合

・児童生徒、教職員本人が濃厚接触者と認定された場合

- ・児童生徒、教職員の同居家族が濃厚接触者と認定された場合
- ・児童生徒、教職員本人もしくはその同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合で、強いだるさや息苦しさ、また、高熱等の症状が確認されて、感染の疑いがあり、医療機関等に相談した場合

②保護者への通知

感染者が出た場合、学校は、保護者に対してメール等により可及的速やかに当該校における感染状況、学校休業の件、留意事項及び問い合わせ先等を周知すること。

Ⅲ 教育活動における留意事項

1. 修学旅行等の泊を伴う行事

修学旅行等、集団での移動・宿泊を伴う旅行的行事については、可能な限り感染防止策を講じることを前提に、訪問地の状況把握や日程、交通手段及び宿泊施設等の検討を行い、適切に判断する。

2. 校外活動・その他の学校行事

校外活動については、原則として前述の「1. 修学旅行・泊を伴う行事」に準ずる対応が望ましい。また、各学校行事については、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を通して実施する学校行事を検討すること。実施に当たっては、開催時期・場所・時間・開催方法等について十分配慮すること。

3. 運動会・体育祭等について

- ①実施に当たっては、取り組みを通して「密閉」「密集」「密接」とならないよう、実施内容や方法(半日開催など)の工夫など、計画段階から基本的な感染拡大防止の対策を講じること。
- ②開閉会式の整列や児童生徒の応援、保護者等の参観についても工夫をし、保護者等に対しても感染症対策を徹底し、併せて協力を要請すること。
但し、状況に応じ、参観を制限する場合もある。
- ③児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、安全な実施が困難である場合は実施を見合わせることも検討

すること。なお、その内容及び実施の是非等については、事前に協議の上、決定すること。

4. 部活動について

- ①可能な限りの感染防止策を行ったうえで、通常の活動を可能とする。
- ②学校長了承のもと、他校との練習試合や合同練習、集会等の実施、また、公式大会・発表会等への出場は可とする。

IV 教職員に係る対応等

1. 基本的な考え方

(1) 教職員の日々の健康観察

教職員は、毎朝自宅で体温を測定し、「健康観察表」への記録を行い、校長に報告すること。また、校長は、「健康観察表」を1ヶ月以上保管し、教職員に発熱等の風邪症状のある場合には、「特別休暇」の取得等(状況に応じて学校長が認めた場合は「職務免除」)により出勤を控えることを指導し、教職員の日々の健康状態の把握に努めること。

(2) 職場内での感染防止行動の徹底

①換気の徹底等

- ・「密閉」空間にしないよう、1時間に2回以上、二方向の窓やドアを数分間全開し、可能であれば扇風機や換気扇を併用し、効率的に換気する。

②接触感染の防止

- ・「密集」しないよう可能な限り人と人との距離をとり、共有する場所・物品・機器等について、消毒する。
- ・石けんによるこまめな手洗いと手指消毒用アルコールの設置、活用。

③飛沫感染の防止

- ・「密接」した会話や発声を避ける。
- ・対面での会議や面談が避けられない場合には、十分な距離を保ち、マスクを着用すること。
- ・電話、電子メール等の活用等により、教職員が集まる集合形式での会議をできる限り回避すること。
- ・食事をする際の感染防止に留意すること。

④健康確保の徹底

- ・疲労の蓄積につながる長時間の時間外勤務を行わないよう、適切な勤務時間管理に留意すること。
- ・一人ひとりが十分な健康管理を心がけること。

(3)風邪症状のある教職員への対応について

発熱・咳などの風邪症状が見られる教職員については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えて対応すること。特に、高年齢教職員、基礎疾患がある教職員、免疫抑制状態にある教職員及び妊娠している教職員については配慮すること。

※特別休暇等の取得期間については、原則、「児童生徒の出席停止の期間」を「特別休暇等を取得することができる期間」に読み替えるものとする。